

令和5年度屋外広告物講習会のご案内

茨城県

この講習会は、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号）第24条第1項の規定に基づき、屋外広告物の表示等に関し必要な知識を取得させることを目的に行うものです。

茨城県内で屋外広告業を営む方は、条例第25条第1項の規定により、その営業所ごとに屋外広告物講習会の修了者等一定の資格のある者を業務主任者として設置することが義務付けられております。

これから屋外広告業を始めようとしている方は、必ずこの講習会を受講してください。

【講習会の開催について】

1 開催日時

令和5年7月21日（金）

午前9時30分から午後4時30分まで（午前9時から受付開始）

2 開催場所

茨城県水戸市笠原町978-26

茨城県市町村会館内 1階 講堂

3 講習項目及び時間割

時間割	講習項目	講習内容
9:30～11:30	屋外広告物関連法令に関する事項	屋外広告物法、茨城県屋外広告物条例、同施行規則及び建築基準法令等について
12:30～14:30	屋外広告物の表示の方法に関する事項	良好な景観の形成又は風致の維持と屋外広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について
14:30～16:30	屋外広告物等の施工に関する事項	屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について

4 受講定員

80名（定員になり次第、申込は締め切りとさせていただきます。）

5 使用するテキスト等

(1) 条例等の解説資料（会場で配布します。）

(2) ①「屋外広告の知識（第5次改訂版）法令編」

②「屋外広告の知識（第4次改訂版）設計・施工編」

③「屋外広告の知識（第4次改訂版）デザイン編」

※あらかじめ購入の上、ご持参願います。

当日、会場での販売も行います（3巻セット7,600円）。

【受講申込手続きについて】

1 申込手順

(1) 「屋外広告物講習会申込書」の入手

申込書の様式は、茨城県のホームページからダウンロードすることができます。
茨城県土木部都市局都市計画課ホームページ

※URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/toshikei/index.html>

→「屋外広告物講習会」

(2) 受講申込

下記に示すいずれかの方法で申込してください。
なお、申込後の受講者の変更はできません。

ア 紙媒体での申込

必要物をご準備の上、下記3の申込先に郵送又は持参してください。

<必要物>

- ・屋外広告物講習会受講申込書
- ・申込者本人を確認できる写真（申請前6ヶ月以内に撮影、横4cm×縦6cm）
- ・講習項目の一部免除申告がある場合は、そのことを証する証書のコピー
- ・受講手数料3,500円（茨城県収入証紙の貼付又は電子納付）

イ 電子媒体での申込

必要物をご準備の上、「いばらき電子申請・届出サービス」により申込してください。

※URL：https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action

→検索キーワード「屋外広告物講習会」

<必要物>

- ・屋外広告物講習会受講申込書
- ・申込者本人を確認できる写真データ
（申請前6ヶ月以内に撮影、拡張子が「.jpeg」「.jpg」「.png」）
- ・講習項目の一部免除申告がある場合は、そのことを証する証書
- ・受講手数料3,500円（電子納付）

(3) 受講手数料の納付

受講手数料として、3,500円の納付が必要となります。

受講手数料については、茨城県収入証紙の申込書への貼付又はクレジットカードやPay-easy（ペイジー）を利用した電子納付により納付してください。

※申込受付後、講習会を受講されなくなっても、受講手数料はお返しできません。

また、講習項目の一部が免除される場合も受講手数料は変わりません。

※電子媒体での受講申込をした場合は、収入証紙での納付は不可となります。

ア 茨城県収入証紙による納付の場合 ※電子媒体での申込の場合は不可
登録申請書に茨城県収入証紙3,500円分を貼付して郵送してください。

<茨城県収入証紙の主な購入場所>

- ・茨城県庁生活協同組合県庁支店（郵送でも購入可能）
- ・茨城県内の県合同庁舎の茨城県庁生協売店（水戸、鉾田、土浦、筑西）
- ・東京都内の運転免許更新センターの交通安全協会窓口（新宿、神田のみ）

※茨城県会計管理課のホームページからもご覧になれます。

URL：<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

イ 電子納付の場合

「いばらき電子申請・届出サービス」にて、クレジットカードやPay-easy（ペイジー）を利用した電子納付が可能です。

申込書の収入証紙貼付欄に「電子納付」と明記してください。

後日、郵送又は電子メールにより電子納付用の受付番号等をお知らせいたしますので、「いばらき電子申請・届出サービス」から申込手続きをし、受理されましたら、手数料を納入してください。

2 申込期間

令和5年6月8日（木）から6月21日（水）まで

※窓口を持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。

※郵送による場合は、令和5年6月21日（水）消印有効。

3 申込先

ア 紙媒体での申込の場合

以下の申込先に申込書を持参又は郵送してください。

<申込先>

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当

イ 電子媒体での申込の場合

「いばらき電子申請・届出サービス」により申込してください。

※URL：https://s-kantan.jp/pref-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay.action

→検索キーワード「屋外広告物講習会」

4 受講票の送付

受講申込書の受付及び受講手数料の納付の確認後、受講票を送付いたします。

なお、受講日の1週間前になっても受講票が到着しない場合は、茨城県土木部都市局都市計画課にお問い合わせください。

5 講習項目の一部免除申告

次に掲げる方は、「屋外広告物等の施工に関する事項」に係る講習の事項が免除されますので、受講申込書にその旨を記載するとともに、申込時、そのことを証する証書を、紙媒体の場合は郵送又は持参時にコピーを同封、電子媒体の場合は「いばらき電子申請・届出サービス」の専用フォームにて送付してください。

- ・ 建築士法第2条第1項に規定する建築士
- ・ 電気工事士法第3条に規定する電気工事士
- ・ 電気事業法第44条第1項に規定する第一種、第二種又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている方
- ・ 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる方
 - * 職業訓練指導員免許を所持する方（広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を所持する方を除く。）
 - * 技能検定に合格した方（広告美術仕上げに係る技能検定に合格した方を除く。）
 - * 帆布製品製造科に係る職業訓練を終了した方

6 受講する必要のない方

次の資格を有する方は、講習会修了者と同等又は同等以上の知識を有するため、受講の必要はありません。

- ・ 屋外広告物法に規定する登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した方（屋外広告士）
- ・ 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会修了者
- ・ 職業能力開発促進法に基づく、職業訓練指導員免許（広告美術仕上げ）所持者又は技能検定（広告美術仕上げ）合格者、職業訓練（広告美術科）修了者

【受講当日について】

1 修了証書の交付

講習項目すべてを受講した方に対し、講習会終了後に交付します。

なお、各講習会項目について、30分以上遅刻した場合又は講習の途中で退席した場合は、修了証書を交付できませんので、あらかじめご了承ください。

2 その他注意事項

- (1) 受講票を必ずお持ちください。
- (2) 昼食は、各自でご用意ください。
- (3) 会場には駐車場がありますが、駐車可能な台数に限りがあるため、原則として公共交通機関を利用して来場してください。

【お問い合わせ先】

茨城県土木部都市局都市計画課 都市行政担当

TEL 029-301-4579 / FAX 029-301-4599

E-mail toshikei-gyousei@pref.ibaraki.lg.jp